

千代田区立九段中等教育学校いじめ防止基本方針

平成26年 6月 1日 決 定

平成29年 6月23日一部改訂

令和 5年 4月 3日一部改訂

令和 7年10月28日一部改訂

1 基本方針策定の意義

千代田区立九段中等教育学校（以下「本校」という。）は、いじめ問題の克服を目指し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び千代田区いじめ防止等のための基本方針（平成26年4月8日教育委員会決定、平成29年5月9日一部改訂）に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を定めるものである。

この基本方針において「いじめ」とは、本校生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすとともに重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童等の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、本校生徒は、いじめを行ってはならない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、被害生徒の立場に立ってなされるべきであって、「いじめ」は、どこにでも、誰にでも起こり得るものにとらえ、いじめの防止等のための対策を以下のように定めることとする。

2 組織

本校では、校長の指揮の下、「いじめ対策委員会」を設置する。同委員会の構成員を、副校長、豊かな心育成部主任、保健主任（養護教諭）、教育相談担当者、各学年主任、各分掌主任とする。同委員会は、各学年の生徒状況を常に把握し、いじめの未然防止や早期発見はもとより、いじめ発生時には、全校体制での対策を検討することとする。

また、教育相談担当者は、本校スクールカウンセラーと連携し、いじめの早期発見に努めるとともに、前期課程については複数学級担任制を導入し、生徒間の人的関係を常に注視

し、いじめの未然防止に努めることとする。

さらに、「学校健全育成サポートチーム」を設置し、重大事態発生時は、様々な専門家からの意見聴取を行い、解決に向けた協力を得られる体制を構築する。同チームの構成員は、弁護士、臨床心理士、警察関係者、スクールソーシャルワーカー、児童・家庭支援センター担当者、主任児童委員等とする。校長は、重大ないじめの解決のため、同チームを招集し、解決に向けた意見聴取及び協力を求めることとする。

3 未然防止のための取組

(1) 豊かな人間性の育成

本校は、教育目標に「豊かな心 知の創造、未来貢献」を掲げ、自らを律し、思いやりの心を持ち、人との関わりを大切にす生徒の育成を目指し、人権教育及び道徳教育の充実を通じて、いじめの未然防止に努めることとする。

特に、様々な人間関係の中で、相手の立場を理解したり気持ちを考えたりする体験を通して、人間関係の基盤としての思いやりの心を身に付けさせる。また、自他のかけがえのない命の大切さに気付くことができる指導を確実に行う。さらに、全ての生徒が自己有用感や自己肯定感を高め、達成感をもって学校生活を送ることができるよう、日常の授業の改善及び充実に努める。

(2) いじめを許さない学校づくり

教師は、生徒との日常的な関わり合いを大切にし、温かな人間関係を構築することに努めるとともに、生徒や保護者への啓発を通じて、いじめや差別を許さない雰囲気築くため、計画的にいじめ総合対策を活用した校内研修を実施し、いじめに対する指導力の向上を図る。

また、生徒自治会を中心として、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた生徒主体的な取組を意図的・計画的に実践させることとする。

さらに、学級指導及び教科「情報」の指導を通じて、情報モラル教育を推進するとともに、セーフティ教室を活用し、情報機器等の正しい利用の仕方等を学び、いじめの未然防止に努める。加えて、日々の活動における人権教育に力を入れ、多様性を受容できる生徒の心の育成を図る。

4 早期発見のための取組

(1) 教師による日常の取組

いじめられた生徒の情報やいじめの兆候を見逃さず、早期発見や早期対応を図るため、行動観察等を通して、その実態把握に努める。そのため、授業開始前から教室に待機したり、

休み時間や放課後も生徒とともに活動したりすることで、生徒の小さな変化も見逃さない指導体制を構築する。教師は生徒の身近な存在として信頼関係を築くよう努め、いじめを受けた生徒やいじめに気付いた生徒が、安心して相談できる関係を常に維持することに努める。

(2) 定期的なアンケートの実施

東京都教育委員会が実施する「ふれあい月間」の取組を通じて、いじめの未然防止に対する意識の高揚といじめの早期発見を目的とするアンケート調査を、年間3回以上実施する。アンケート調査の実施においては、いじめを受けている生徒が安心して記入できるよう工夫・改善を行っていくとともに、アンケートの記載内容に対して、必要な事情聴取や対策を必ず講じることとする。

(3) 早期発見のための環境整備

本校は、いじめの早期発見のため、教育相談担当者とスクールカウンセラーが連携し、生徒とスクールカウンセラーとの面談を実施する。また、SOSの出し方についての教育を行い、一人で抱え込まずに生徒自ら相談できるようにする。

さらに、校内での情報共有の場として、毎週「豊かな心育成部会」や「生活指導に関する連絡会」を開催し、各学年の生徒状況を文書にまとめ、全教員に回覧する。

5 早期対応のための取組

(1) いじめの発見

いじめ発生の情報を得た場合、校長は直ちに「いじめ対策委員会」を招集する。同委員会は、いじめを受けた生徒、加害生徒、周囲の生徒等から、迅速かつ丁寧な聴き取り調査を計画し、実施する。

また、被害及び加害生徒の保護者に連絡し、協力して指導に当たる。

(2) 指導方針の確定と共有

聴き取り調査の結果を踏まえ、「いじめ対策委員会」は、被害生徒への支援、加害生徒への指導、及び周囲の生徒へのケア等の方針を確定するとともに、全教職員を緊急招集し、指導方針等を周知徹底する。

また、指導に当たっては、役割分担を明確にし、全校体制で解決に向けて対応に当たる。

(3) 関係機関等との連携

指導方針を確定するに当たって、いじめの程度や様態により、必要に応じてスクールカウンセラーや警察をはじめとする関係機関と連携する。また、いじめ発見時から千代田区教育委員会への報告・連絡・相談を緊密に行い、指導主事の派遣等の支援を受ける。

なお、加害生徒には、発達段階に応じて適切に懲戒を行うとともに、必要に応じて、出席停止等の措置をとる。

また、保護者と協力し、改善に向けた支援を加害生徒にも行うこととする。

6 重大事態への対応

本方針における「重大事態」とは、「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事態」、もしくは「児童等がおおむね30日以上の間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案」をいう。

重大事態発生時においては、いじめを受けた生徒の心のケアを最優先し、全教職員でその解決に当たることとする。いじめを受けた生徒に対して、心理的な負担を十分考慮しながら、時間をかけて聴き取りを行う。いじめを受けた生徒はもとより、いじめ行為を行った生徒や関係生徒からの聴き取りを行う際は、複数の教員で対応し、客観的な事実を正確に把握し、詳細な記録を作成することに努める。

重大事態を把握した際は、千代田区教育委員会に報告するとともに、同委員会の指導・助言の下、連携して、問題解決に当たることとする。

また、校長は、「学校健全育成サポートチーム」を招集し、検討会議を実施するとともに、関係機関と連携して問題解決にあたる。

なお、重大事態の解決に向けた取組を行う際は、当該生徒の保護者の理解と協力を求めるとともに、KUDAN P. A. 会長と連携し、その他の生徒の心のケアに努め、必要に応じて、カウンセリングなどの対策を講じることとする。

報道機関等への対応は、教育委員会の指導・助言の下、管理職が一元的に行うこととする。

7 再発防止のための取組

いじめの発見から一連の指導が完了すると同時に、再発防止に向けた取組を行うこととする。再発防止に向けては、校内組織及び未然防止、早期発見、早期対応等の取組に関して、見直しや改善等を行い、いじめを許さない学校づくりを推進する。

8 学校評価（検証と改善）

学校経営評議会における学校経営診断により、いじめに対する取組や再発防止に向けた取組について、毎年1回の検証を行い、その改善を図る。